



木更津市事業者向け 物価高騰対策支援金 —申請要領—

<受付期間> 令和8年3月2日(月)～令和8年6月30日(火)

< はじめにご確認ください >

- 本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、実施します。
- 千葉県の「医療機関・社会福祉施設物価高騰対策支援事業」(病院、診療所、歯科、薬局、高齢者施設(入所・通所)、障害者施設(入所・通所)、児童養護施設など)、「特別高圧電気料金高騰対策事業」の給付対象となっている事業者は対象外です。
- 窓口の混雑を防ぐため、申請書類は郵送でのご提出にご協力ください。
- 支援金の給付は、審査完了後、「4月初旬から」順次行います。
- 支援金の不正受給(内容を偽って申請すること、事業継続の意思がないにも関わらず申請すること等)は犯罪です。警察当局と連携し、厳格に対処します。

【問合せ先】：木更津市産業振興課 支援金受付窓口

【受付時間】：午前8時30分から午後5時まで
(月曜日から金曜日 ※祝日を除く)

【電話】：0438-38-5013 または 0438-38-5265

【FAX】：0438-23-0075

【Eメール】：sangyou@city.kisarazu.lg.jp

【市ホームページ】

<https://www.city.kisarazu.lg.jp/soshiki/keizai/sangyoshinko/1/3638.html>



目 次

1. 提出書類一覧	P. 2
2. 支援金の概要	
(1) 目的	P. 3
(2) 給付対象者	P. 3
(3) 不給付要件	P. 3
(4) 給付額	P. 4
(5) 加算要件・給付額	P. 5
3. 申請手続き	
(1) 申請についての問い合わせ	P. 7
(2) 申請受付期間	P. 7
(3) 申請方法	P. 7
(4) 注意事項	P. 7
4. 提出書類記載例・見本	P. 9
5. 各種申請特例	
(1) 新規開業特例	P. 23
(開業して1年が経過していない事業者)	
(2) 合併特例(合併した法人)	P. 23
(3) 事業承継特例(法人成り、個人成りを含む)	P. 24
(4) NPO 法人・公益法人等特例	P. 24

1. 提出書類一覧

【注意事項】

- ・ 申請書兼請求書の支援金給付申請額の訂正はできません。新しい用紙に記入し直して下さい。
- ・ 支援金給付申請額以外の申請書の記入内容を訂正する際は、訂正箇所に二重線を引き、二重線の上から、申請書兼請求書と同じ印を押印し、余白に正しい内容を記入してください。
- ・ 重ね書き、修正液、修正テープ、砂消し、二重線のみ書類は受付できません。

	提出書類	備考	✓
① 押印	申請書兼請求書(第1号様式)	記載例：個人事業主⇒P9 参照 法人 ⇒P10 参照 ※①②は同じ印を押印。法人は法人実印を押印	
② 押印	誓約書(第2号様式)	記載例：個人事業主⇒P11 参照 法人 ⇒P12 参照 ※①②は同じ印を押印。法人は法人実印を押印	
③	給付要件調査票(第3号様式)	記載例：P13 参照 ※自宅使用分は対象外です。	
④	事業者情報シート(別紙1)	記載例：P14 参照	
⑤	令和7年1月から12月分の <u>電気料金及びガス料金</u> が確認できる書類	例：勘定元帳、帳簿など ※帳簿等がない場合は確定申告の基となる請求書、お知らせまたは領収書など	
⑥	【個人事業主】令和7年分 所得税確定申告書 第一表の写し 【法人】直近のもの 法人税確定申告書 別表一の写し	見本：個人事業主⇒P15 参照 <u>※令和7年分です。</u> 法人 ⇒P16 参照	
⑦	【個人事業主のみ】令和7年分 青色申告：青色申告決算書の写し 白色申告：収支内訳書の写し	見本：P17 参照 <u>※令和7年分です。</u>	
⑧	振込先口座を確認できる書類	例：通帳の写しなど (P18 参照)	
⑨	【個人事業主のみ】 本人確認書類の写し	例：運転免許証など (P19 参照)	
↓加算要件がある方↓			
⑩	【加算要件に該当する場合】 対象機器を購入した際の領収書等	※支払者、発行者、日付、金額、 品名の記載があるもの 例：領収書、レシートなど	
⑪	【加算要件に該当する場合】 対象機器の型番がわかる書類	例：保証書など	
⑫	【加算要件に該当する場合】 対象機器の省エネ効果がわかる書類	例：「省エネ型製品情報サイト」の写し、カ タログ、仕様書など またはメーカー等の証明書 (P20 参照)	
⑬	【加算要件に該当する場合】 事業所に設置した対象機器の写真	周辺の様子もわかるように撮影 見本：P21 参照	

※ 様式は市ホームページからダウンロードできます。(表紙の二次元コード、URLをご参照ください。)

※ ③～⑬は Logo フォームから提出が可能です。

Logo フォームとは、オンライン上でパソコンやスマートフォンから申請手続きができる電子申請システムです。

※ ③～⑬を Logo フォームにて提出する場合、①及び②は郵送してください。

③～⑬を先に提出していても、①及び②が到達していない場合は受付ができませんのでご注意ください。

個人事業主専用 <https://logoform.jp/form/2dPg/500517>

法人専用 <https://logoform.jp/form/2dPg/500505>



個人事業主専用



法人専用

2. 支援金の概要

(1) 目的

光熱費（※）の高騰の影響を受けた事業者に対し、経営への影響を緩和し、事業継続及び経営安定を図るとともに、事業者の将来的なコスト低減に繋がる取組を支援するために「木更津市事業者向け物価高騰対策支援金」を給付します。

（※）電気料金及びガス料金のことを指します。

(2) 給付対象者

下記の①～⑥の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 以下の法人又は個人事業主であること。

法人の場合

申請日時点で木更津市内に「本社・本店」または「主たる事業所※」を有していること

※直近の法人税確定申告書別表第一の「納税地」欄に記載された住所

※NPO法人・公益法人等の場合は、履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

個人事業主の場合

申請日時点で木更津市内に「主たる事業所※」を有していること

【注意】木更津市内に住所がある場合でも、「主たる事業所※」が市外である場合は、給付対象者にはなりません。

※青色申告の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された「事業所所在地」

白色申告の場合は、所得税の収支内訳書に記載された「事業所所在地」

- ② 令和7年12月31日以前から事業を営んでいること。
- ③ 令和7年1月から12月までの光熱費（電気料金及びガス料金）を20万円以上経費計上していること
- ④ 今後も木更津市内で事業を継続する意思があること
- ⑤ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること
- ⑥ 下記の(3)不給付要件に該当しないこと

(3) 不給付要件

以下の①～⑦のうち1つでも該当する場合は、給付対象外となります。

- ① 既に本支援金の給付を受けた事業者
- ② 千葉県が実施する、
「医療機関・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業」（病院、診療所、歯科、薬局、

高齢者施設（入所・通所）、障害者施設（入所・通所）、児童養護施設など）、

「特別高圧電気料金高騰対策事業」のうち、いずれかの給付対象となっている事業者

- ③ 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- ④ 申請者が木更津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団員等」または同条例第9条第1項に規定する「暴力団密接関係者」である事業者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ⑥ 政治団体、宗教上の組織又は団体
- ⑦ ①～⑥以外に、支援金の目的から適切でないと木更津市長が判断した事業者

(4) 給付額

令和7年1月から12月の光熱費（電気料金及びガス料金）の合計 × 10%

給付額：2～20万円（※1万円未満は切捨て）

※ 光熱費の合計が 20万円に達しない場合は対象外です。

※ 給付は1回限りです。

(例)

光熱費 の合計	計算式	給付額
19万円	19万円 × 10% = 19,000円	<u>対象外</u> ※下限が2万円のため
63万円	63万円 × 10% = 63,000円	<u>6万円</u> ※1万円未満切捨て
210万円	210万円 × 10% = 21万円	<u>20万円</u> ※上限が20万円のため

(5)加算要件・給付額

① 加算要件

令和7年1月1日から申請日までに、事業用として購入した省エネ機器（下記「対象機器」に限る）の購入額の合計が 10万円以上（税抜） であること。

(ア) 対象外

- 対象機器の保証料及び保険料は対象外です。
- 電球などの消耗品、車両、プリンター・コピー機・パソコン・携帯などの汎用性の高い情報端末機器は、対象外です。
- 国、県その他団体から全部又は一部の補助を受けた経費は対象外です。
- 居住の用に供する部分に設置された対象機器は対象外です。

(イ) その他注意事項

- 購入額には、設置等の工事費も含まれます。
- 販売店で商品代金から割引（クーポン割引）や販売店のポイント等を使用した場合は、割引後の購入額が対象経費となります。
- 対象機器は未使用品に限ります。

(ウ) 対象機器 以下のいずれかの基準を達成していること

- 統一省エネラベルの多段階評価点が **★3.0以上**
- 省エネ基準達成率（最新の目標年度）が **100%以上**



目標年度は製品によって異なります。

【注意】エアコンは2010年度ではなく **2027年度**を確認してください。



↑ 統一省エネラベル

(エ) 対象機器の確認方法

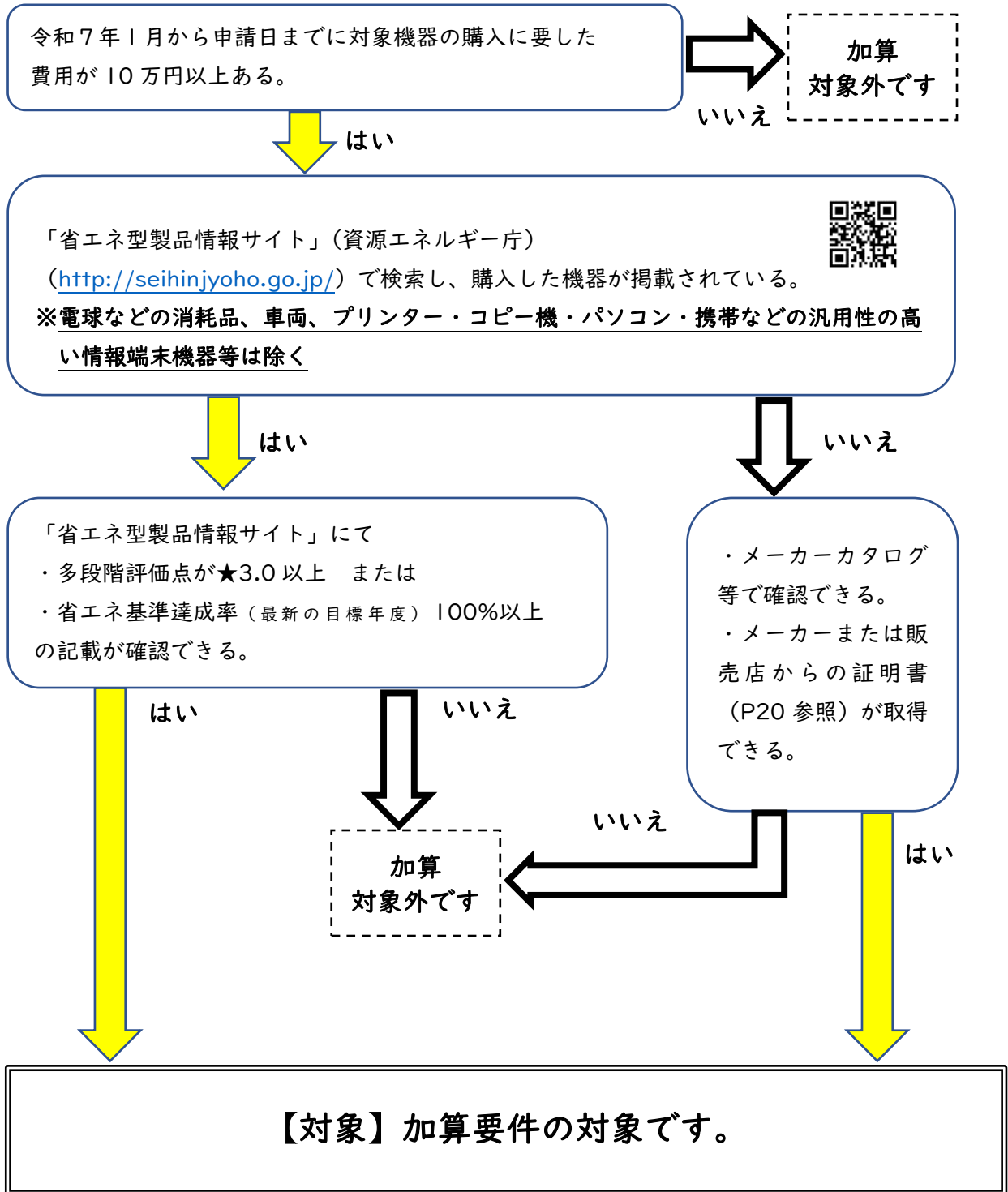
- 「省エネ型製品情報サイト」（資源エネルギー庁）（<http://seihinjyoho.go.jp/>）で型番・型式により検索し、「多段階評価点★3.0以上」または「省エネ基準達成率（最新の目標年度）100%以上」であることを確認
- 上記サイトに掲載されていない機器の場合
 - ・メーカーカタログ等で確認
 - ・メーカー又は販売店から証明書（様式はP20参照）を取得して確認



② 加算給付額

(4)の給付額に 5万円を加算

【加算要件の確認フローチャート】



3. 申請手続き

(1)申請についての問い合わせ

木更津市産業振興課 支援金受付窓口

【受付時間】：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(月曜日から金曜日 ※祝日を除く)

【電 話】：0438-38-5013 または 0438-38-5265

(2)申請受付期間

【期 間】：令和 8 年 3 月 2 日 (月) から令和 8 年 5 月 29 日 (金) まで

(3)申請方法

窓口が混雑することを防ぐため、郵送でのご申請にご協力ください。

< 申請書類郵送先 >

〒292-8501

千葉県木更津市富士見 1-2-1

木更津市役所 産業振興課 支援金受付窓口

なお、一部の書類は電子申請(Logo フォーム)からの提出が可能です。

詳しくは 2 ページをご確認ください。

(4)注意事項

① 申請にあたっての注意事項

- ・申請受理後、申請書及び提出書類の内容を審査の上、給付要件を満たしていると認められたときは支援金を給付します。
- ・支援金の振込をもって給付決定の通知とします。給付決定通知書は送付しません。
- ・審査の結果、給付しない決定をしたときは、後日通知します。通知には、その旨と理由をお示しします。
- ・支援金の給付後、給付対象者に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消します。

- ・木更津市は、必要に応じて申請内容（営業実態や事業継続の有無等）について調査する場合があります。その場合、申請者は木更津市に協力するとともに、速やかに状況の報告をお願いします。
- ・給付対象者は、この支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を令和14年3月31日まで保存しておく必要があります。
- ・申請書に記載された情報は、支援金の審査・給付の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- ・その他御不明な点については、支援金受付窓口（0438-38-5013 または 0438-38-5265）までお問い合わせください。

② 提出書類を準備するにあたっての注意事項

- ・申請書の記入内容を訂正する際は、訂正箇所に二重線を引き、二重線の上から、申請書兼請求書と同じ印を押印し、余白に正しい内容を記入してください。重ね書き、修正液、修正テープ、砂消し、二重線のみは受付できません。
- ・提出書類に不備がある場合や、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）である場合には、再提出等をお願いすることがあります。
- ・この場合、給付までに時間を要することがあります。申請前に提出する書類の確認を十分に行ったうえで申請してください。
- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ・提出書類の返却はいたしません。予めご了承ください。

4. 提出書類記載例・見本（提出書類一覧は P.2 を参照）

①-1 申請書兼請求書 記載例（個人事業主の場合） ※郵送※

第1号様式（第8条）

提出日（書類が全て揃った日）を記入。
※令和8年3月2日～5月29日の間
※不安な方は空欄でご相談下さい。

本人確認書類と同じ住所を記載

令和8年 3月 2日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

（申請者）住所又は所在地 木更津市富士見一丁目2番1号

※個人は申請者の自宅住所、法人は本社所在地を記入してください。

法人名又は屋号 キサラツ商店

代表者の印

代表者 職・氏名 木更津 太郎



令和7年1～12月の光熱費（電気・ガス）の合計×10%（1万円未満切捨て）
を記入。給付額は、20,000円～200,000円です。（例：153,360円→150,000円）
給付額加算の要件に該当する場合 50,000円を足してください。
※こちらは訂正印での訂正ができませんのでご注意ください。
※不安な方は空欄でご相談下さい。

1 支援金給付申請額 金 200,000 円

2 振込先口座情報（申請者名義の口座が必要です。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		支店名	口座番号 (右詰めでお書きください)							
●●	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信組	▲▲	<input type="checkbox"/> 本店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	0	0	0	0	0	0
	<input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信漁連		<input checked="" type="checkbox"/> 支店	<input type="checkbox"/> 当座						
口座名義	カナ	<u>キサラツ タロウ</u>								
		<u>キサラツ商店 木更津 太郎</u>								

通帳開いた1・2ページ目に記載
されているカタカナを記入
※表紙名義のフリガナではありません。
※屋号が記載されていない場合は
氏名のカナだけを記載してください。

通帳の表紙に記載されている
名義を記入してください。

① -2 申請書兼請求書 記載例（法人の場合） ※郵送
※

第1号様式（第8条）

木更津市事業者向け物価高騰

提出日（書類が全て揃った日）を記入。

※令和8年3月2日～5月29日の間

令和8年3月2日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

（申請者）住所又は所在地 木更津市富士見一丁目2番1号

※個人は申請者の自宅住所、法人は本社所在地を記入

法人名又は屋号 株式会社キサラツ商店

法人実印
個人印は不

役職名を必ず記

代表取締役 木更津 太郎

法人
実印

令和7年1～12月の光熱費（電気・ガス）の合計×10%（1万円未満切捨て）

を記入。給付額は、20,000円～200,000円です。（例：153,360円→150,000円）

給付額加算の要件に該当する場合 50,000円を足してください。

- 1 支援金給付申請額 金 200,000 円
2 振込先口座情報（申請者名義の口座が必要です。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		支店名	口座番号 (右詰めでお書きください)							
●●	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信組	▲▲	<input checked="" type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 普通	0	0	0	0	0	0
	<input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信漁連		<input type="checkbox"/> 支店	<input checked="" type="checkbox"/> 当座						
口座名義	カナ	カ) キサラツウンソウ 株式会社キサラツ運送 代表取締役 木更津 太郎								

通帳開いた1・2ページ目に記載されているカタカナを記入
※表紙名義のフリガナではありません。
※法人名だけの場合もあります。

通帳の表紙に記載されている名義を記入してください。

②-1 誓約書 記載例(個人事業主の場合) ※郵送※

第2号様式(第8条)

誓 約 書

私は、木更津市事業者向け物価高騰対策支援金の給付の申請をするにあたり、下記の内容について誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・私は、木更津市事業者向け物価高騰対策支援金の給付対象者に該当します。また申請する内容に虚偽はありません。
- ・私は、千葉県が実施する、「医療機関等物価高騰対策支援事業」、「社会福祉施設物価高騰対策支援事業」、「特別高圧電気料金高騰対策事業」のうち、いずれかの給付対象となっていない。
- ・今後も木更津市内で事業を継続します。
- ・給付額加算の対象機器の設置場所は、居住部分ではありません。
- ・給付額加算の対象機器の経費について、国、県その他団体から全部又は一部の補助を受けていません。
- ・木更津市暴力団排除条例(平成24年木更津市条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ・木更津市から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・給付対象者に該当しない事実や不正等が発覚した場合は木更津市事業者向け物価高騰対策支援金の給付申請を取下げ、支援金の給付後に発覚した場合は給付額を返還することに同意します。

申請書と同日

代表者の印

木更津市長 渡辺 芳邦 様

令和8年3月2日

住所又は所在地 木更津市富士見一丁目2番1号

※個人は申請者の自宅住所、法人は本社所在地を記入してください。

法人名又は屋号 キサラヅ商店

※法人は法人の実印を押印してください。 代表者 職・氏名 木更津 太郎



第2号様式（第8条）

誓約書

私は、木更津市事業者向け物価高騰対策支援金の給付の申請をするにあたり、下記の内容について誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・私は、木更津市事業者向け物価高騰対策支援金の給付対象者に該当します。また申請する内容に虚偽はありません。
- ・私は、千葉県が実施する、「医療機関等物価高騰対策支援事業」、「社会福祉施設物価高騰対策支援事業」、「特別高圧電気料金高騰対策事業」のうち、いずれかの給付対象となっていない。
- ・今後も木更津市内で事業を継続します。
- ・給付額加算の対象機器の設置場所は、居住部分ではありません。
- ・給付額加算の対象機器の経費について、国、県その他団体から全部又は一部の補助を受けていません。
- ・木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ・木更津市から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・給付対象者に該当しない事実や不正等が発覚した場合は木更津市事業者向け物価高騰対策支援金の給付申請を取下げ、支援金の給付後に発覚した場合は給付額を返還すること

申請書と同日

法人実印を押印
※個人印不可

木更津市長 渡辺 芳邦 様

令和8年3月2日

住所又は所在地 木更津市富士見一丁目2番1号

※個人は申請者の自宅住所、法人は本社所在地を記入してください。

役職名を必ず記入

氏名又は屋号 株式会社キサラツ商店

※法人は法人の実印を押印してください。 代表者 職・氏名 代表取締役 木更津 太郎

法人
実印

③ 給付要件調査票

※注意※ 事業以外(自宅分など)の光熱費は対象外です。
 按分している方は「事業外差引額」に差し引く金額と、
 【按分等計算方法】に計算方法をご記入ください。

月々の光熱費

確定申告で計上している電気料金、
 ガス料金を記入してください。

第3号様式(第8条) 給付要件調査票														
1 対象期間(令和7年1月から12月)の電気料金														
令和7年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	事業外差引額	合計(A)
料金(円)	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	38,600円	138,960円	324,240円
対象期間(令和7年1月から12月)のガス料金														
令和7年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	事業外差引額	合計(B)
料金(円)	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円	27,100円		325,200円
<small>※電気料金とガス料金が合算されて請求、支払っている場合は、合算された金額を記入して構いません。 ※自宅での使用分は対象外になりますので、月々の料金に含まれている場合は「事業外差引額」に記載して差し引いてください。按分して計算をしている場合は計算方法を記載してください。</small>														
【按分等計算方法】														
電気代は、自宅使用分を30%として差し引いています。 $463,200 \times 30\% = 138,960円$														
2 給付額算出計算式														
(1) 電気料金の合計(上記表A)	324,240円			(2) ガス料金の合計(上記表B)	325,200円									
(3) 【(1)+(2)】の計算結果	649,440円			※「200,000円以上」であれば、給付対象となります。										
(4) 【(3)×10%】の計算結果	64,944円			※10,000円未満は切捨てます。(例:68,800円→60,000円) 給付額は、20,000円～200,000円です。										
3 給付額加算の対象機器														
(1) 対象機器購入日	令和7年5月12日			(2) 購入等経費(税抜金額)	130,300円			(3) 対象機器名	エアコン					
(4) 型番	RAS-ZJ22NE			(5) 省エネ性能	103% (★3.4)			(6) 専業用としての使用方	店舗内の空調					
<small>※ エアコンの省エネ基準達成率は、2010年度から2027年度を確認してください。 ※ 複数ある場合、上記(1)から(6)を別紙または表に記入してください。</small>														

2(3) 【(1)+(2)】の計算結果

【個人事業主の方】
 所得税青色申告決算書(収支内訳書)の水道光熱費を上回ってはいけません。

2(4) 【(3)×10%】の計算結果(例)

$649,440円 \times 10\% = 64,944円$
 10,000円未満は切捨てるので
 給付額は 60,000円 です。

3(2) 購入等経費

税抜きの金額です。

※購入額には、設置等の工事費も含まれます。
 ※対象機器の保証料及び保険料は対象外です。
 ※販売店で商品代金から割引(クーポン割引)や販売店のポイント等を使用した場合は、割引後の購入額が対象経費となります。

3(5) 省エネ性能

省エネ基準達成率(%)
 または
 多段階評価点を記入

④ 事業者情報シート

別紙1

法人：法人税確定申告書別表第一の「納税地」
 個人事業主：青色申告決算書(収支内訳書)の「事業所所在地」
 (空欄の場合、原則住所と同一)
 ※こちらが市外の場合は対象外です。

主たる事業所の所在地 <small>法人：法人税確定申告書別表第一の「納税地」 個人事業主：青色決算申告書(収支内訳書)の事業所所在地</small>		木更津市富士見一丁目2番1号	
事業者種別 (☑)		<input type="checkbox"/> 法人	該当する□に✓
		<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主	
業種 ※		飲食サービス業	
※千葉県が実施する、 「医療機関等物価高騰対策支援事業」(病院、診療所、歯科、薬局など)、 「社会福祉施設物価高騰対策支援事業」(高齢者施設(入所・通所)、障害者施設(入所・通所)、児童養護施設など) 「特別高圧電気料金高騰対策事業」 の対象となっている事業者は、本支援金の対象外となります。			
日中連絡がとれる 電話番号	0000-00-0000	連絡 担当者	木更津 次郎

本支援金の申請内容や金額について確認のご連絡をすることがあります。

申請内容や金額についてわかる方のご連絡先をご記入ください。

⑧ -1【個人事業主のみ:青色申告の場合】青色申告決算書の写し

確定申告（令和7年分）した際の青色申告決算書の写しを提出してください。

令和〇〇年分所得税青色申告決算書（一般用） FA0203

住所
事業所所在地

この欄に記載の住所が「主たる事業所」です。
※空欄の場合は住所と同一

光熱費の合計金額がこちらの経費を超えてはいけません。

令和 年 月 日 損益計算書

提出用 (令和元年分は適用)	科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 (繰戻入を含む)	①		雑収入	
売上戻金(戻金)	②		雑収入	
仕入金額(戻金)	③		雑収入	
売上小計(①-②)	④		雑収入	
売上戻金(戻金)	⑤		雑収入	
引当金	⑥		雑収入	
引当金	⑦		雑収入	
引当金	⑧		雑収入	
引当金	⑨		雑収入	
引当金	⑩		雑収入	
引当金	⑪		雑収入	
引当金	⑫		雑収入	
引当金	⑬		雑収入	
引当金	⑭		雑収入	
引当金	⑮		雑収入	
引当金	⑯		雑収入	
引当金	⑰		雑収入	
引当金	⑱		雑収入	
引当金	⑲		雑収入	
引当金	⑳		雑収入	
引当金	㉑		雑収入	
引当金	㉒		雑収入	
引当金	㉓		雑収入	
引当金	㉔		雑収入	
引当金	㉕		雑収入	
引当金	㉖		雑収入	
引当金	㉗		雑収入	
引当金	㉘		雑収入	
引当金	㉙		雑収入	
引当金	㉚		雑収入	
引当金	㉛		雑収入	
引当金	㉜		雑収入	
引当金	㉝		雑収入	
引当金	㉞		雑収入	
引当金	㉟		雑収入	
引当金	㊱		雑収入	
引当金	㊲		雑収入	
引当金	㊳		雑収入	
引当金	㊴		雑収入	
引当金	㊵		雑収入	
引当金	㊶		雑収入	
引当金	㊷		雑収入	
引当金	㊸		雑収入	
引当金	㊹		雑収入	
引当金	㊺		雑収入	
引当金	㊻		雑収入	
引当金	㊼		雑収入	
引当金	㊽		雑収入	
引当金	㊾		雑収入	
引当金	㊿		雑収入	

光熱費の合計金額がこちらの経費を超えてはいけません。

⑦-2【個人事業主のみ:白色申告の場合】収支内訳書の写し

確定申告（令和7年分）した際の収支内訳書の写しを提出してください。

令和〇〇年分収支内訳書（一般用） FA0303

住所
事業所所在地

この欄に記載の住所が「主たる事業所」です。
※空欄の場合は住所と同一

光熱費の合計金額がこちらの経費を超えてはいけません。

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用 (令和元年分は適用)	科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額	①		雑収入	
売上戻金(戻金)	②		雑収入	
仕入金額(戻金)	③		雑収入	
売上小計(①-②)	④		雑収入	
売上戻金(戻金)	⑤		雑収入	
引当金	⑥		雑収入	
引当金	⑦		雑収入	
引当金	⑧		雑収入	
引当金	⑨		雑収入	
引当金	⑩		雑収入	
引当金	⑪		雑収入	
引当金	⑫		雑収入	
引当金	⑬		雑収入	
引当金	⑭		雑収入	
引当金	⑮		雑収入	
引当金	⑯		雑収入	
引当金	⑰		雑収入	
引当金	⑱		雑収入	
引当金	⑲		雑収入	
引当金	㉑		雑収入	
引当金	㉒		雑収入	
引当金	㉓		雑収入	
引当金	㉔		雑収入	
引当金	㉕		雑収入	
引当金	㉖		雑収入	
引当金	㉗		雑収入	
引当金	㉘		雑収入	
引当金	㉙		雑収入	
引当金	㉚		雑収入	
引当金	㉛		雑収入	
引当金	㉜		雑収入	
引当金	㉝		雑収入	
引当金	㉞		雑収入	
引当金	㉟		雑収入	
引当金	㊱		雑収入	
引当金	㊲		雑収入	
引当金	㊳		雑収入	
引当金	㊴		雑収入	
引当金	㊵		雑収入	
引当金	㊶		雑収入	
引当金	㊷		雑収入	
引当金	㊸		雑収入	
引当金	㊹		雑収入	
引当金	㊺		雑収入	
引当金	㊻		雑収入	
引当金	㊼		雑収入	
引当金	㊽		雑収入	
引当金	㊾		雑収入	
引当金	㊿		雑収入	

光熱費の合計金額がこちらの経費を超えてはいけません。

⑧ 振込先口座を確認できる書類

- 口座の通帳の写し

個人事業主：本人名義

法人：法人名義

- 申請者と振込先名義人が異なる場合：委任状

※ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。

※ 上記が確認できるように、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。

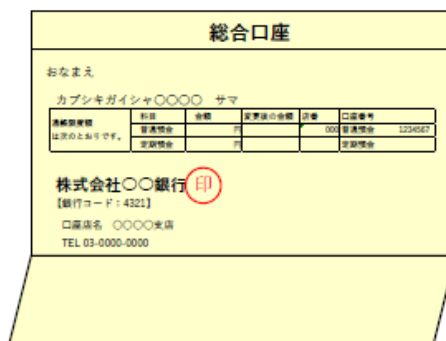
※ 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません。

※ 委任状については、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に給付される木更津市事業者向け物価高騰対策支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



⑨【個人事業主のみ】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

（ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）

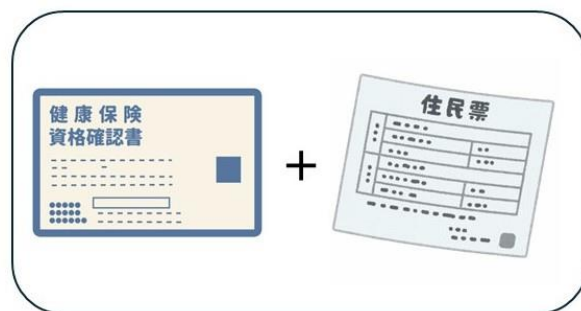
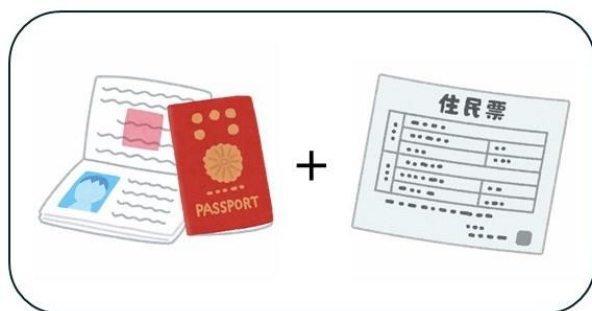
（イ）個人番号カード（オモテ面のみ）※緑色の「個人番号通知カード」は不可です。

（ウ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、申請書に記載された住所と同一のものに限ります。なお、（ア）～（エ）を保有していない場合は、（オ）または（カ）で代替することができるものとします。

（エ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（オ）住民票の写し及び資格確認証（両面）の両方



⑫【加算要件に該当する場合】対象機器の省エネ効果がわかる書類

対象機器の省エネ効果がわかる書類は、以下のいずれかを提出してください。

1. 「省エネ型製品情報サイト」(資源エネルギー) (<http://seihinjyoho.go.jp/>)
で型番・型式により検索し、「多段階評価点★3.0 以上」 または
「省エネ基準達成率(最新の目標年度) 100 %以上」であることが確認できる
検索結果画面
2. メーカーカタログ、仕様書等で確認できるページの写し



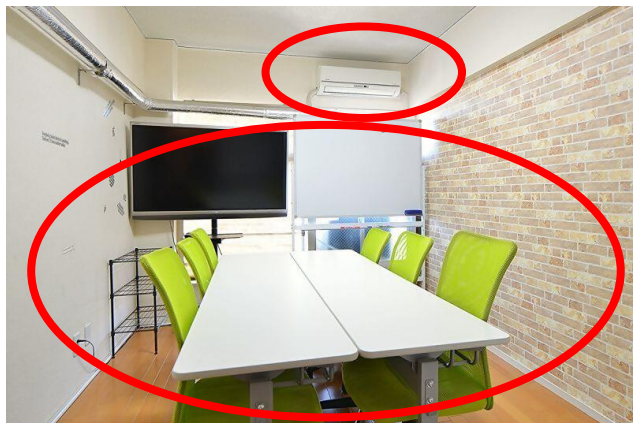
3. メーカーまたは販売店からの証明書
(下記は参考例です。メーカー又は販売店の独自の形式でも構いません。
記載内容の確認のため、市から担当者へ確認連絡をいたします。)

省エネ性能証明書	
御中 ※申請者名(法人名、個人事業主の場合は氏名)	
ご注文・ご購入の _____ ※対象機器名(型式型番等) に関しては、トップランナー基準を満たす(多段階評価点 3.0 以上または最新の目標年度に 対する省エネ基準達成率 100%以上)省エネ性能を有する機器であることを証明します。	
※証明書を発行するメーカー・販売店の記名	
メーカー又は販売店名	
担当者	
住所	
電話番号	

⑬【加算要件に該当する場合】事業所に設置した対象機器の写真

対象機器が事業所内に設置されていることがわかるように、対象機器及び設置場所周辺の様子も含めて撮影した写真を提出してください。

《OK な例》 対象機器の設置場所がわかり、事業所内だということがわかるので○



《NG な例》対象機器しか写っておらず、周辺の様子がわからないため×



5. 各種申請特例

以下(1)～(4)の特例にあてはまる場合、3 ページの 2. (2) 給付対象者の要件にかかわらず、支援金の申請ができます。

※申請後、審査の結果によっては不給付となる場合もありますので、ご了承ください。

(1) 新規開業特例(開業して1年が経過していない事業者)

開業してから1年が経過しておらず、令和7年中の光熱費の合計が20万円以上となる場合、以下により、支援金の申請ができます。

(ア) 特例の内容

申請日までに開業したことがわかる書類(下記(イ)参照)を提出することで、2 ページの⑥に記載の確定申告書、および⑦に記載の青色申告決算書(収支内訳書)の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は、申請日までに開業したことがわかる書類に記載された住所とします。

(イ) 追加提出が必要となる書類

個人事業主の場合： 個人事業の開業等届出書の写し

法人の場合： 法人設立届出書の写し、または履歴事項全部証明書

(2) 合併特例(合併した法人)

合併してから1年が経過しておらず、令和7年中の光熱費の合計が20万円以上となる場合、以下により、支援金の申請ができます。

(ア) 特例の内容

申請日までに合併したことがわかる書類(下記(イ)参照)を提出することで、2 ページの⑥に記載の確定申告書の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は、申請日までに合併したことがわかる書類に記載された住所とします。

(イ) 追加提出が必要となる書類

○合併前の法人についての書類

・合併前の法人の履歴事項全部証明書

○合併後の法人についての書類

・合併後の法人の法人設立届出書の写し、または履歴事項全部証明書

(3)事業承継特例(法人成り、個人成りを含む)

- ① 事業承継（事業を行っていた者が死亡したことによる事業承継を含む）
- ② 法人成り
- ③ 個人成り

上記①～③（以下まとめて「事業承継等」という）を行ってから1年が経過していない法人または個人事業主の場合、以下により、支援金の申請ができます。

(ア) 特例の内容

申請日までに事業承継等を行ったことがわかる書類(下記(イ)参照)を提出することで、2 ページの⑥に記載の確定申告書、および⑦に記載の青色申告決算書（収支内訳書）の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は、申請日までに事業承継等したことがわかる書類に記載された住所とします。

(イ) 追加提出が必要となる書類

個人事業主の場合：個人事業の開業等届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

法人の場合：履歴事項全部証明書、個人事業主での確定申告

(4)NPO 法人・公益法人等特例

NPO法人や公益法人等(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2に規定する公益法人等に該当する法人)の場合は、以下により、支援金の給付の申請ができます。

(ア) 特例の内容

特例に該当していることが確認できる書類（下記(イ)参照）を提出することで、2 ページの⑥に記載の確定申告書の提出に代えることができます。

なお、この場合の「主たる事業所」は特例に該当していることが確認できる書類に記載された住所とします。

(イ) 追加提出が必要となる書類

履歴事項全部証明書、または根拠法令に基づき、法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類